

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和2年 2月 4日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和2年2月4日(火) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 北村 隆靖	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 10 番 木下 大学 委員 11 番 内川 正良 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項規程による通知書	12件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件	1件
第3号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第4号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第5号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第9号農用地利用集積計画(案)の決定案件	9件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 2 年 2 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

10 番 木下 大学 委員 11 番 内川 正良 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項規程による通知書	12 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件	1 件
第 3 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 4 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 5 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 9 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	9 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

- **事務局長** 1 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1～12 を朗読。
説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－1 について説明を求めます。

- **事務局長** 13 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番

号 3-1 を朗読。

賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、14 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、15～17 ページに位置図、18～24 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- 〇〇番（〇〇委員） 譲受人が今まで耕作されていたので問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。
- 〇〇最適化推進委員 特に問題ないかと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 議長 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明を求めます。
- 事務局 譲受人の方は土建業をされており、今回農業もしたいということで、本人さんが見えられておりますので。どうぞ。
- 譲受人 よろしくをお願いします。
- 事務局長 25 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明します。

整理番号 3-2 を朗読。賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、26 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、27 ページに位置図、28・29 ページに字図の写し、30 ページに営農計画書を添付しております。

説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。
- 〇〇番（〇〇委員） 今まで下豆田の方が耕作されていて今回申請人の方が耕作されることになりましたが、今後とも中部ライスセンターを使うということですので、問題はないかと思っています。
- 〇〇番（〇〇委員） 私も問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 問題は無いと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **〇〇番（〇〇委員）** 営農計画書にコンバインや常用管理機等は営農組合で共同でとありますが、実家にあるコンバインは実家と共有とありますが、将来的な話になるんですが、自己所有するよていとかはあるんですか？
- **議受人** 実家の方にも圃場がありますので、今はあれですが、先々はそう考えています。
- **議長** ほかにないでしょうか。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 整理番号 変更－1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 31 ページをごらんください。第 2 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件 整理番号 変更－1 について説明します。

整理番号 変更－1 を朗読。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **福島最適化推進委員** 問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3・4 号議案 農地法第 4・5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 4－1・5－1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 37 ページをごらんください。第 3・4 号議案 農地法第 4・5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 4－1・5－1 について説明します。

整理番号 4－1・5－1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域外。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である駐車場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、38 ページに位置図、39 ページに字図の写し、40 ページに土地利用計画図、41 ページに断面図、42 ページに始末書、43・44 ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 5 条の申請地については元々宅地であったので、私たちも宅地だと思ってたんですけど、農地だったとのことでして。東妙寺は駐車場が足りていないということで、話を伺いましたので、私は適当だと思います。問題はないと思いますが、先に残土を入れてしまったということは問題かとは思いますが。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 残土は入っていましたが転用は問題ないかと思っています。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 45 ページをごらんください。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域内。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である資材置場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、47 ページに位置図、48 ページに字図の写し、49 ページに土地利用計画図、50 ページに断面図、51 ページに建物平面図、52 ページに立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇最適化推進委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 先月の総会で業者さんに地元の説明してくださいと言いましたが何も説明がないそうです。だから地元は絶対反対と言っていますので、私はダメだと思いますけども。本当にやる気があるなら地元に出てきて説明すればいいんですけど、何もせんで出せばいいかなというような気持ちだと思うんですね。

○ **事務局** 事業者を確認したところ、申請会社の担当の方と地区の方で話をされたということでしたが？

○ **8番（小林委員）** いつされたんですかね。2・3日前〇〇地区の方から私聞いたんですよ。何の連絡もないよって。

○ **議長** 公共下水道に入れるってまではよかさ。そして絶対地元の人たちに水路に流さないって約束をしてもらわんといかんわけよ。地元からなんか一文もらったがよかと思う。そうしたら問題ないと思う。

○ **事務局** そしたら、うちの方で下水道につなぎこむということと、図面は出ていますけど。水路には流さないという確約みたいな形で取ったらいいですね。

○ **〇〇推進委員** 部落としてはどうなんですか？反対でしょ？

○ **事務局** 下水道につなげばいいって話だったんで、今回下水道につなぐ計画に変更されたので、うちは受付けて審議という形になってたんですよ。

○ **〇〇推進委員** 前回部落に話してくださいってなったと思うんですけど全然話に来てないみたいなんですよ。話してないんでしょ？

○ **事務局** うちの方には業者がきちんと説明したということで土地利用計画図を持ってこられたんですよ。

○ **〇〇推進委員** 話がねえ。業者と部落の話が違っているの。

○ **事務局** そしたらもう一度業者さんに地元の誰に話したのかを確認しますね。

○ **〇〇番（〇〇委員）** みやき町に佐賀営業所があると書いてあるんですけど、長崎線の北側に

あるところでしょ？土地は賃貸でしょうけど。撤退をお願いされているんじゃないですかね。
悪臭とかで。あの辺も住宅多くなってきてるんで。だから撤去をお願いされたんじゃないかなと想像するんですよ。もしそうなら色々問題があつてこっちに来るのであれば問題じゃないかと想像してしまうんで、そこを受けてしまうてのはどうかなと思ってしまいますよね。片方からは撤退を要求され撤退してきたと。そしてそういうことを知らずに問題があるところを受けるということ自体が問題じゃないかなと想像するわけですよ。ですからもっと慎重にせんといかんかなという気がしますね。

○ ○○番（○○委員） 今建設されようとしている土地の南に2～3戸家があるんですよ。臭いが相当するんじゃないかと思うんですよ。北から風が吹いたら臭いが行ってしまうと思いますもんね。

○ ○○番（○○委員） みやき町のとも臭かもんね。

○ ○○番（○○委員） 公共下水道ならばよかような感じの受け方ばこの業者がしてるわけですよ。そいけんこうやって設計変更ばしてきとるやないですか。それでいいかという事も農業委員会として考えてやらないかんと思うとですよ。私が思うのは地元対策が不十分だということはね、当然考えてもらわないといけないと思うさ。ただ下水道を工事しますよ、設計もしましたよとしてるのにそれを農業委員会がまったくダメですよということでもいいのかという事を会長は考えてほしい。

○ 議長 ただ皆さん方の意見を聞いて私まとめようかと思ってたんですけど、実際公共下水道に接続するという条件はクリアされていると思います。ただ、この前の話では建物を建てて下水道に入れてほしいという意見があったわけですね、実際。しかし、建屋も建ってない、ただ公共下水道に入れますよというだけです。本当にそれを100%履行できるかなという心配があります。それを履行させるためには、地元の方との話し合い。そして地元の方達に河川には流しませんと。流したらすぐ辞めますと。この事業を廃止しますと。そういうような文書が地元の方たちとは必要じゃないかと私は思います。だから十分地元とですね特に話し合ってほしい。ただ地元の区長や組頭がよかと言ってても影響するのは○○集落の人ですから、○○地区とも話し合ってもらってですね十分そこらへんつめてもらいたいと私は思いますけど。どがんでしょうかみなさん。

○ ○○番（○○委員） やっぱ承諾書はもらわんと

○ **議長** それがないとですね、これを認めたとたん臭いが出たり風向きによって臭いがしたりすると、農業委員会が認めたけん自分たちがこんな目に合わんばいかんと言われるわけですよ。そいけんその前に地元の人が納得しとったというのが必要かと私は思います。

○ **〇〇番（〇〇委員）** みやき町にあるところは河川に流しているんですかね？

○ **事務局** 浄化槽らしいです。浄化槽に一回入れて流しているらしいです。そういったことから臭いが出ているのかもしれないですし、その辺の理由は聞いてないので。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 浄化槽は早いうちはよかけど溜まってしまうぎ浄化できんぢやなか

○ **事務局** そしたらですよ、下水道につないだということは、土地利用計画図が出されて、地元にはきちんと説明した中で、きちんと水路には流しませんと説明した中で、地元の同意をとるということで、地元説明会をしてもらって、その後に来月事業者と、測量会社を呼んで話し合いとかの内容を話していただいて、来月また審議するという事でよろしいですか。

○ **議長** それでいいです。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 下水道に流すということですけども、オープンスペースでどうやってつなぐつもりなのか、建屋があればわかるんですけども。これは難しいと思うんですよ。どう考えても現実的じゃないんですね。ここを確実にしてもらわないと、口先だけで下水道につながますと言ってるように感じる。

○ **議長** 地元の人が納得されるような施設ば作ってもらわんばよね。そしたらよかですね。次回の継続審議にしたいと思います。

○ **議長** 続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 53 ページをごらんください。第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域外。第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補

地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、54 ページに位置図、55 ページに字図の写し、56 ページに土地利用計画図、57 ページに断面図、58・59 ページに建物平面図、60 ページに立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇〇番（〇〇委員） 周りは住宅地に囲まれているので問題はないかと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。

○ 〇〇最適化推進委員 特に問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ 事務局長 61 ページをごらんください。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 について説明します。

整理番号 5-4 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域外。第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的である資材置場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、62 ページに位置図、63 ページに字図の写し、64 ページに土地利用計画図、断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 8 番（小林委員） 問題はないかと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度
第 9 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。
- **事務局長** 65 ページをごらんください。第 5 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 4 件、再設定が 5 件の計 9 件で、田が 22 筆
41,422 ㎡、合計の 41,422 ㎡となっております。

次に 66 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,369,832.61 ㎡、今回解約面積 86,511 ㎡、今回計画といたしまして
41,422 ㎡、現在の合計 4,324,743.61 ㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 15 分